

生活支援サービス重要事項説明書

1. 生活支援サービス提供事業者

事業者の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業者の名称	フリガナ ソンボケアカブシキガイシャ
	SOMPOケア株式会社
事業者の所在地	〒140-0002 (本社) 東京都品川区東品川四丁目12番8号
事業者の連絡先	電話番号 03-6455-8560
	FAX番号 03-5783-4170
	ホームページアドレス https://www.sompocare.com/
事業者の代表者名	代表取締役 遠藤 健

2. 住宅事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	
事業主体の名称	フリガナ ソンボケアカブシキガイシャ
	SOMPOケア株式会社
事業主体の主たる事務所の所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号
事業主体の連絡先	電話番号 03-6455-8560 (本社)
	FAX番号 03-5783-4170 (本社)
	ホームページアドレス なし
	あり https://www.sompocare.com/
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名 遠藤 健
	職名 代表取締役
事業主体が行っている主な事業等	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームの運営、居宅サービス事業

3. 住宅概要

住宅の名称・所在地及び電話番号その他の連絡先	
住宅の名称	フリガナ ソンポノイエエスニトウキョウイズミチョウ
	そんぽの家S 西東京泉町
住宅の所在地	(〒202-0011) 東京都西東京市泉町2丁目14-13
住宅の連絡先	電話番号 042-438-6130
	FAX番号 042-438-6131
	ホームページアドレス https://www.sompocare.com/
住宅の管理者名	内藤 翼
住宅の開設年月日	2013年9月1日
居住の契約方式	普通賃貸借契約

4. 生活支援サービスの内容

生活支援サービスに関する方針等	
<p>介護保険制度では担いきれない利用者の求める生活の質の確保や維持向上を実現させ、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として本サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスの対価としての利用料を支払う。</p> <p>なお、介護保険サービスや医療保険サービス等を必要とする場合は利用者がそのサービスを自由に選択できるものとし、事業者は、利用者が円滑にサービスを受けられるよう介護事業所や医療機関と連携を図る。</p>	

住宅で対応できる医療的ケアの内容	
<p>当住宅では看護師がいないため、常時医療行為が必要な方への対応はできません。</p> <p>胃ろう・腸ろう・IVH・点滴管理・ストーマ処置・インシュリン注入管理等医療行為が必要な場合は、協力医療機関との連携による対応が可能な場合があります。</p>	

生活支援サービスの内容（入居者様全員が受けるサービスです。）

サービスの種類	料金	(提供方法・提供者) 提供者：SOMPOケア株式会社
状況把握（安否確認）	37,500円 /月額 (税抜)	食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の本人の安否確認を行う。
生活相談		生活、介護、健康等の相談及び外部事業者への情報提供や取次ぎ。 生活相談を通じて入居者の心身の健康状況の把握に努めるものであり、介護・医療・食事サービスの紹介等を行う。
緊急時対応		突発的な事故、体調の急変などの場合に駆け付け、必要な措置を講じるとともに、状況により協力医療機関及び利用者の家族等への連絡を行う。
アクティビティサービスの企画・運営		入居者に意向の確認を行い、内容に応じた講師の選任及び場所の提供を行う。（ただし、参加費用、材料費等が別途必要。）
自治会の事務局の運営の補助		建物の入居者によって自発的に組織されるものであるが、その事務局運営のサポートを行う。
簡便な営繕作業		蛍光灯の取替え等、専門の業者でなくても作業が可能なもの。

上記以外の生活支援サービス等
(本住宅では以下のサービスを入居者様に選択していただくことができます。なお、入居者様の希望により、他のサービス事業者を利用することもできます。)

サービスの種類	料金	(提供内容・方法・提供者)
食事の提供サービス	42,300円/ 月(税抜)	<p>食費は月単位での請求 左の月額は3食セット(30日の場合)の料金。 1,410円/日(税抜)</p> <p>昼・夕食セットの場合、1,178円/日(税抜)</p> <p>朝食のみの場合、375円/食(税抜)</p> <p>昼食のみの場合、696円/食(税抜)</p> <p>夕食のみの場合、589円/食(税抜)</p> <p>※提供者 株式会社シーケーフーズ</p>
短時間の身体介護	0円/月	<p>概ね5分未満の身体介護の提供を行なう。 (ただし、要支援・要介護の認定を受けており、かつケアプランに同サービスの提供が定められている場合のみ)</p> <p>【提供者】SOMPOケア株式会社</p>

医療連携の内容

協力医療機関	1	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力医療機関	2	名称	
		住所	
		診療科目	
		協力内容	
協力歯科医療機関		名称	
		住所	
		協力内容	

5. 月額利用料の請求及び支払方法

請求方法	<p>【基本サービス】翌月分の債務を請求。1か月に満たない期間の利用料は、利用料の年額から1年を365日として日割計算した額とする。ただし、1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>【食事サービス】利用状況に合わせ毎月月末締めた金額を請求。</p>
支払方法	<p>【基本サービス】指定の金融機関の口座から毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としを行う。</p> <p>【食事サービス】指定の金融機関の口座から毎月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落としを行う。</p>

6. 生活支援サービス利用者からの苦情に対応する窓口等の状況

利用者からの苦情に対応する窓口等の状況		
窓口の名称	お客様相談室	
電話番号	0120-57-2255	
対応している時間	平日	9時00分～18時00分
	土曜	時 分～ 時 分
	日曜	時 分～ 時 分
	祝日	時 分～ 時 分
定休日	土日祝、年末年始は定休日	
留意事項		
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応		
<p>具体的な対応 本サービス提供にあたって、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して当該損害の賠償をする。ただし、利用者に過失がある場合には、賠償額を減ずることができる。</p>		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		
1 あり	実施日	
	結果の開示	1 あり 2 なし
2 なし		

7. 生活支援サービス利用に当たっての留意事項

外出・帰宅・訪問等	
住宅正面玄関は、オートロックとなっております。 長期外泊時は、生活支援サービススタッフへご連絡下さい。	
共用施設の利用について	
特別浴室	居室の浴室が利用不可能な、重度の介助が必要な場合に利用できる浴室です。
食堂	食事サービスの提供やアクティビティサービスや談話など、自由にお使いいただけます。

8. 契約の解除内容等

入居者からの解約		
<p>1. 利用者は、事業者に対して少なくとも1か月前までに、事業者所定の解約届を提出することにより、本契約を解約することができる。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、事業者所定の解約届提出の日から1か月分の賃料、共益費及び高齢者生活支援サービス費を事業者に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。</p> <p>3. 利用者が、入居日から入居月の翌月末日までの日をもって、本契約を解約する場合には、前各項の規定は適用しない。この場合、利用者は、事業者に対して事業者所定の解約届を提出することにより、その解約届提出の日から入居月の翌月末日までの間、随時に本契約を解約することができる。</p>		
契約解約時の連絡先	名称	そんぼの家S西東京泉町
	電話番号	042-438-6130
事業者からの解除		
<p>1 次の各号に掲げる義務に違反した場合において、その滞納期間が2か月を超え、事業者が当該義務の履行を催告したにもかかわらず、当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>① 賃貸借契約書第5条第1項に規定する賃料支払義務</p> <p>② 賃貸借契約書第6条第1項に規定する共益費支払義務</p> <p>③ 賃貸借契約書第12条第1項後段に規定する費用負担義務</p> <p>④ 賃貸借契約書第13条に規定する損害賠償金支払義務</p> <p>2 事業者は、利用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、当該事由により本契約を継続することが困難であると認められるときには、本契約を解除することができる。</p> <p>① 入居申込書及び本契約書への虚偽記載その他不正な方法により入居したことが発覚したとき。</p> <p>② 賃貸借契約書第11条第3項に定める甲への通知を怠り、1か月以上所在不明になったとき。</p> <p>③ 禁錮以上の刑の判決を受け、それが確定したとき。</p> <p>④ 賃貸借契約書第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務、第10条各項に規定する禁止・制限事項、第21条の連帯保証人又は第22条の身元引受人の追加・変更等の義務を怠ったとき、その他利用者が本契約に定める事項に違反し、又は利用者の義務を履行しないとき。</p> <p>⑤ その他、事業者、管理人又はそれらの従業員等に対して、社会生活上許容できない行為を行ったとき。</p> <p>3 事業者は、利用者、連帯保証人又は身元引受人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>① 賃貸借契約書第9条に反する事実が判明したとき、又は反していると事業者が合理的に判断したとき</p> <p>② 賃貸借契約書第10条第5項各号に掲げる行為を行ったとき</p> <p>4 事業者は、前項に基づき本契約を解除した場合に利用者、連帯保証人又は身元引受人に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負わない。</p>		

9. 損害賠償責任保険の内容

損害賠償責任保険の加入状況	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 (損害保険ジャパン日本興亜株式会社)

